

(様式1-2)

## 広告仕様書(財産)

市有財産に広告を掲載するお客様を次のとおり募集します。

### ■ 広告媒体について

名 称	「道後温泉椿の湯」壁面広告の募集について
施設の所在	松山市道後湯之町19-22
設置目的	松山市広告事業実施要綱第2条のとおり
開館時間	午前6時30分～午後11時00分
休館日	大掃除のため年に一日のみ臨時休業
年間利用者数	入浴者数(令和3年度 217,969人・令和4年度 241,056人)
広告掲出日	令和 6 年 4 月 1 日
広告掲出期間	令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 31 日
内 容	「道後温泉椿の湯」の事業運営上支障をきたさない範囲内で、民間企業等の事業活動を促進する。
管 理 元	産業経済部 道後温泉事務所
備 考	

### ▼ 画像

・1階女子浴室前通路広告掲出場所



・設置場所平面図



### ■ 掲載可能な広告について

掲載位置	掲出方法	広告料(税込)
「道後温泉椿の湯」 1階女子脱衣室前通路	A1版縦型ポスターパネル(ポスターサイズ 縦841mm×横594mm)を壁面に固定(2枠設置)	33,000円/1枠

広告掲載が望ましくない業種・内容	「道後温泉椿の湯」の事業運営上相応しくないと判断されるもの (松山市広告事業実施要綱及び松山市広告掲載基準等による)		
募 集 期 間	令和 6 年 2 月 1 日 ～ 令和 6 年 2 月 29 日		
入 稿 締 切	令和 6 年 3 月 29 日		

※松山市広告事業実施要綱及び松山市広告掲載基準を守ってください。

※広告料には制作費は含んでおりません。

※広告掲出作業につきましては広告主の責任において指定の場所に掲出してください。

### ■ 申込みについて

申 込 み 方 法	申込書をEメールまたはFAXで下記へ送付するか、直接担当課にご提出ください。 ※会社印または代表者印(個人印は不可)を名称欄に押印してください。 EメールまたはFAXで申し込む場合は、申し込み後で構いませんので、 押印した原本を下記住所まで郵送または持参してください。		
決 定 方 法	先着順に審査の上決定します。		
申 込 み 締 切	令和 6 年 2 月 29 日	※募集枠数に達した時点で終了	
申 込 ・ 問 合 せ 先	産業経済部	道後温泉事務所	温泉経営 担当 須上
	〒790-0842 松山市道後湯之町4-30 電話 089-921-5141 FAX 089-934-3415		

Eメール

[dogojimu@city.matsuyama.ehime.jp](mailto:dogojimu@city.matsuyama.ehime.jp)